ご契約者様

(ご契約番号はガス検針票に18桁の番号で記載しています)

高松ガス株式会社

ガス料金の改定のお知らせについて

日頃は、弊社のガスを安全にご利用くださり、まことにありがとうございます。

2月、3月検針時に文書にてお知らせさせていただきましたが、令和2年4月1日より下記のとおり、ガス料金表を改めましたのでお知らせいたします。

弊社は、今後もより一層の経営効率化を推進し、安定供給とお客さまサービスの向上に努めてまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧をたまわりますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. ガス料金の改定内容について

基準単位料金 (ガス 1m³当たりの基準料金) を以下のとおり改定いたしました。なお、<u>基本料金に改定はありません。</u>

(税込)

料金表区分	基本料金(円)	基準単位料金(円/m³)	
	(改定なし)	新料金(改定後)	旧料金(改定前)
料金表A (0 ㎡から 10 ㎡まで)	867. 90	249. 83	229. 83
料金表 B (10 ㎡を超え 100 ㎡まで)	1, 288. 10	207. 80	187. 80
料金表 C (100 ㎡を超える)	5, 165. 60	169. 02	149. 02

2. 実施日

令和2年4月1日

3. ガス料金改定の切替措置について

この料金表の改定の前から(令和2年3月31日以前)継続してガスをご使用のお客様の令和2年4月1日~4月30日までの間に行われる4月分の検針の料金については、改定前の料金を適用します。改定後の料金表は、5月分の検針の料金から適用します。

4. ガス小売約款の改定

ガス料金の改定にともない、ガス小売供給約款を改めました。改定内容を弊社営業所、ホームページに掲示し、新ガス小売約款を用意しています。

☞ガス小売供給約款とは、不特定多数のお客様に対して、ガスの使用の申込みや検針、使用量 の算定、料金などについて、あらかじめ定型的に取りまとめた契約条項のことを言います。

ご質問などがございましたら、お手数ながら下記お客様センターまでお問合せください。

高松ガス㈱ 水巻支店 遠賀郡水巻町猪熊10-2-25 ガス小売登録番号 K0096 【問い合わせ窓口】お客様センター

0120-889-294

|受付時間||平日 あさ9時~よる6時

FAX: 092-510-7294 E-mail: info@hottaka.jp URL: https://hottaka.jp/